



◇発議案第5号

専決処分事項の指定について

これは、事務の簡素化等を目的に、次の4つの事項について、市長の専決できる事項に指定し、議会に代わって市長が処分することができるよう委任するものです。

- 1 市が提訴する訴えで、その目的の価額が100万円未満のものに関すること

- 2 市が当事者である和解又は調停で、その目的の価額が100万円未満のものに関すること

- 3 1件100万円未満において、法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること

4

法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、本市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること

(議決結果 原案可決)

◇発議案第6号

「農地法改正案」の廃案を求める意見書について

これは、農地法が改正されることにより、資金力のある大企業による農地の支配、不在地主化、儲けのための農地の資産化等が起きてしまう懸念があるため、「農地法改正案」の廃案を求める意見書を、国に対し提出することを求めるものです。

(議決結果 否決)